

「良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための  
施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律」（ゲノム医療法）  
成立にあたっての日本臨床検査医学会からのコメント

先般（2023年6月9日）、「良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律」（ゲノム医療法）が成立しました。超党派の国会議員により提出された本法案の早期成立にあたっては、多くの団体からの賛同が集まり、日本臨床検査医学会もその一つです。

・ゲノム医療法案の全文

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/211/pdf/t0902110182110.pdf>

「ゲノム医療法」では基本的施策（ゲノム医療の研究開発の推進）として「国は、ゲノム医療の提供に際して行われる個人の細胞の核酸に関する検査について、ゲノム医療を提供する医療機関及びその委託を受けた機関における実施体制の整備及び当該検査の質の確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。（第十二条 検査の実施体制の整備等）」とうたわれています。このように、ゲノム医療には質の確保された臨床検査が求められています。

臨床検査の立場でゲノム情報の正確な分析と医学的な解釈を行い、得られた結果を適切に医療現場に役立てることを専門とするわれわれは、正確な遺伝子関連検査の実施が重要であることを再認識し、今後も関連する検査の学術団体・関連団体を含めて幅広く連携して、より良いゲノム医療の提供と普及という共通の目標に向かって努力を重ねる所存です。

2023年6月30日

一般社団法人日本臨床検査医学会  
理事長 大西 宏明  
遺伝子委員会  
担当理事 松下 一之  
委員長 松井 啓隆